

【4-2】子育て支援の充実

現況と課題

子育て世帯に対しては、多面的な支援につながるよう各事業を実施しています。

妊娠・出産時期においては、新生児・乳児に対する健診を実施しているほか、各種健診費用や不妊治療費用等の助成、助産院で行われている赤ちゃん向けの教室や産後ケア等を利用できるチケットの支給、子どもが産まれた世帯に対するお買い物券の支給など、経済的負担を軽減するための支援も実施しており、これからも子育て支援施策の拡充に取り組んでいく必要があります。

また、子ども一人ひとりの状況や発達に応じた相談支援を実施しています。子育ての負担や不安の軽減、孤立感を解消することで、児童虐待等につながることのないよう日頃から密接に関わり、ケースに応じた適切な支援を実施することが今後においても重要です。

地域のニーズに応じた多様な保育サービスを提供することも求められており、本町では、平成30年度より京極保育園を認定こども園として運営し、保育を必要としない子どもに対しても、集団生活を通じた心身の成長を図る機会を提供しています。施設の利用児童数は全体的に定員を下回る現状にありますが、一方で3歳未満児の利用希望は多く、一時預かり保育による対応も実施していますが、今後、保護者の求める保育を十分に提供していくために、体制の見直しが求められています。

少子化が進む現在において、本町の出生数はここ数年ほぼ横ばいで推移しています。これを将来に向けた大きな基準として捉え、より安心して子育てできる環境づくりを推進しなければなりません。

【一時保育利用者数・出生数・乳幼児健診受診率の推移】

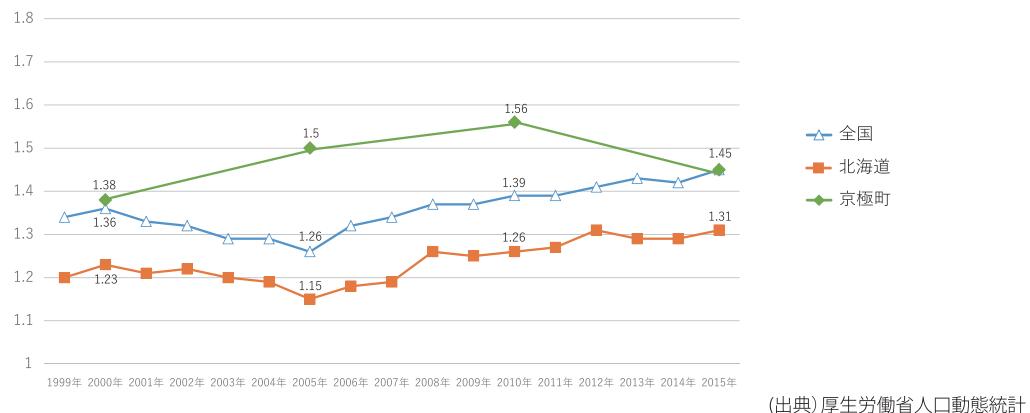
	H28	H29	H30	R1	R2
一時保育利用者数(人)	—	66	79	358	110
出生数(人)	16	17	13	14	19
乳幼児健診受診率(%)	95.0	82.4	89.7	94.0	90.3

【子育て支援施策について】

事業名	事業内容
産前産後サポート事業	特定不妊治療費用助成、不育症治療費用助成、妊娠婦一般健康診査費用助成、妊娠歯科健診費用助成、妊娠訪問、育児栄養訪問、子ども子育てサポート券、子育て支援券
母子保健事業	新生児訪問、乳児・産婦1か月健診費用助成、ほっこりカフェ、乳児健診、1歳6か月児・3歳児健診、2歳児健康相談、離乳食教室、幼児食教室、食育教室、むし歯予防事業(フッ素塗布、フッ化物洗口)
食育活動	乳幼児から学齢期までの食育教室の実施
定期予防接種の実施	四種・三種・二種混合、ヒブ、麻疹・風疹、肺炎球菌、BCG、B型肝炎、水ぼうそう等の予防接種を無料で実施
任意予防接種の実施	おたふくかぜの予防接種を無料で実施。インフルエンザの予防接種費用の一部を助成
ひとり親世帯京極温泉入館料免除	ひとり親世帯の親及び満18歳以下の子を対象に、週2回の入館料免除証明書を発行
障がい児通所福祉手当支給	障がい児通所施設に通所している児童の保護者を対象に、交通費を助成
児童手当	中学校修了前までの子のいる世帯に対し、手当を給付
児童扶養手当	ひとり親世帯等に対し、手当を給付(所得制限あり)
特別児童扶養手当	一定以上の障がいのある子(20歳未満)のいる世帯に対し、手当を給付(所得制限あり)
生活保護世帯・ひとり親世帯に対する教育扶助費支給	生活保護世帯・ひとり親世帯の高校生に対し、扶助費を給付(所得制限あり)
乳幼児等医療費給付	0~18歳に達する日以後最初の3月31日までの子の医療費の一部を助成
ひとり親世帯等医療費給付	ひとり親世帯の親及び子の医療費の一部を助成
保育園の利用者負担額免除	世帯における第2子以降の保育園利用者負担額を免除
幼児教育・保育の無償化	3歳児以上の児童の保育園利用者負担額を免除(副食費は別途徴収)
学童保育料免除	世帯における第2子以降の学童保育料を免除
遠距離就学支援助成	高校生の保護者に対し、通学費用の一部を助成
ブックスタート	生後6ヶ月以降の乳児と保護者に絵本をプレゼント
学校給食費免除	世帯における第2子以降の学校給食費を免除
要保護準要保護児童生徒教育扶助	経済的理由により就学が困難な児童のいる家庭に対し、学用品購入費等を援助
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等に就学している児童のいる家庭に対し、世帯収入に応じて学用品購入費等を援助
奨学資金給付	高校入学予定または在学中の子があり、経済的理由により就学が困難な家庭に対し、奨学資金を給付

※令和3年度時点

【合計特殊出生率の推移】



取り組む施策

様々な場面を通じて家庭状況を把握し、妊娠・出産・育児に至る一貫した相談支援を適切に実施し、同時に経済的支援も実施することで、子どもの健やかな成長と母子の健康を確保します。

さらに、乳幼児期の発達が連続性を有することや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、認定こども園や各学校、学童保育等の関係機関と連携を図りながら、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

また、保育を必要とする子育て世帯に対し適切な保育サービスを提供することで、子育てしやすい環境に加え、安心して働く環境を構築していくよう取り組みます。

一方、町内に高校・大学等がない中で、他市町村へ通学することは大きな経済的負担を伴うものであり、家庭によっては、その負担が大きいために希望する進路が限られてしまうことも想定されます。現在、本町では高校進学者に対する就学及び通学費用の一部を助成していますが、今後は、大学進学者も含め、経済的負担の軽減策を検討します。

京極町で育った子どもたちが将来にわたって住み続けたいまち、子育てをしたいと思えるようなまちを目指し、より一層の子育て支援に取り組みます。

- ・子どもの年代に応じた子育て世帯への支援の充実
- ・妊娠・出産に対する支援の充実
- ・子どもの発育・発達に関する適切な情報提供・情報共有
- ・多様な保育サービスの充実及び質的向上
- ・子育て支援センターを中心とした親同士・子ども同士の交流促進

関連する計画

- ・京極町子ども・子育て支援事業計画

関連 SDGs**【4-3】地域福祉の推進****現況と課題**

本町は、少子高齢化の進展により、今後、福祉分野における労働力不足が予想されます。加えて、ひとり親世帯のほか、認知症高齢者、発達障がいや精神障がいのある人、医療的支援を要する人などが増加し、各支援ニーズについても確実に増加していますが、本町においてサービスを提供する事業所は限られています。様々な状況に応じた適切なサービスにつなげるためには、人材の育成や相談支援の充実及び関係機関との連携はもとより、保健・医療や教育など、他部門との情報共有が不可欠です。また、近年は自然災害が増加傾向にあり、災害時における支援体制についての確立も急務となっています。

一方で、地域社会における連帯感や相互扶助意識の希薄化を背景に、支援が必要な人たちを地域全体で支える「地域共生社会」の実現が求められています。福祉に関する様々なニーズが生じる現代においては、公的サービスにも限界があり、将来的なマンパワー不足も見込まれるなかで、自助・共助の考え方に基づき、地域で見守りが必要な住民は地域で見守ることが非常に重要となります。

【高齢者に関するサービスについて】

事業名	サービス内容
家族介護支援事業	在宅で介護が必要な方の家族におむつ等の費用を助成
京極温泉入館料助成	70歳以上の方や身体障害者手帳等を所有している方を対象に助成
障がいタクシー券	身体に障がいのある方等にタクシー利用の費用を一部助成
高齢者デマンドタクシー	町内移動(病院、商店等への外出)にタクシーを利用した場合の費用の一部助成
養護老人ホーム措置	ホームへの入所にかかる相談や手続き等の実施
あんしんネットワーク事業	認知症等により所在不明となった高齢者等を発見するためのネットワーク
救急医療情報キット事業	救急時の迅速な情報共有が出来るよう救急情報用紙を保管する容器を配布
在宅福祉サービス	配食・電話・移送・除雪サービス、かぎ預かり事業等
権利擁護に関する相談受付、支援	成年後見業務に関する支援、日常生活自立支援事業
総合相談、認知症、権利擁護に関する受付、支援	どんぐりカフェ、高齢者虐待相談
支え合いステーション (NPO法人)	会員同士で生活上の困りごとを助け合う活動
介護予防事業 (どなたでも利用できる)	通いの会やサロン(つどいの場、シャキッ会、元気湧く湧くウォークラリー、ふまねっとサロン、ニュースポーツサロン)
	介護支援ボランティア制度
介護予防・ 生活支援サービス事業 (チェックリスト該当者向け) <small>※チェックリストについては、京極町健康推進課までお問合せ下さい。</small>	通所サービス(ミニデイサービスにこつと、にこつと元気アップ教室)
	訪問型サービス事業(にこつと短期集中リハビリ訪問サービス、訪問介護サービス)
介護保険サービス	居宅介護支援、通所型サービス(デイサービス)、訪問型サービス(介護、看護、リハビリ)、入所型サービス(特別養護老人ホーム、グループホーム、ショートステイ)等

※令和3年度時点

地域包括ケアシステム:
可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと

取り組む施策

少子高齢化の進展により担い手の減少が見込まれることから、あらゆる町民が役割を持ち、福祉サービス等と協働を目指す「地域共生社会」の実現が求められています。そのため、本町の取り組みを町民全体へ発信し、自助・互助等の福祉意識の醸成や地域福祉に係る担い手の発掘に取り組みます。住民による積極的な地域福祉活動への参加を促進するため、福祉教育を実施するほか、担い手の育成・確保のため、介護人材の受け入れ体制の整備や資格取得などのスキルアップを支援します。

高齢者が京極町に住み続けることができ、活躍できるよう、活躍の場の創出や住環境整備を行い健康寿命の延伸に繋がるような取組を推進します。また、ニーズ調査により多様な支援ニーズを把握するほか、福祉サービスを利用する方の意見が反映できる場を創出し、気軽に相談や助けを求められるような意識啓発を図ります。

また、災害時における支援体制確立のため、避難行動に支援が必要な方について、災害時避難行動要支援者個別計画を作成します。

- 健康寿命の延伸
- 福祉意識の醸成
- 地域包括ケアシステムの構築及び「地域共生社会」の実現
- 災害時対応の充実
- 介護人材の育成・確保

関連する計画

- 京極町地域福祉計画・地域福祉実践計画
- 京極町高齢者保健福祉計画
- 成年後見制度利用促進基本計画
- 障がい者地域福祉計画

関連 SDGs

